

三重県公共工事共通仕様書 平成30年11月一部改正

◆目次	P 1
◆第13編 漁港漁場編	P 2 ~ P 6

三重県

目次

現 行	一 部 改 正	備 考
第13編 漁港漁場編	第13編 漁港漁場編	
第2章 一般施工	第2章 一般施工	
第5節 基礎工	第5節 基礎工	
2-5-2 基礎盛砂工 13- <u>14</u>	2-5-2 基礎盛砂工 13- <u>15</u>	
2-5-3 洗掘防止工 13- <u>14</u>	2-5-3 洗掘防止工 13- <u>15</u>	

三重県公共工事共通仕様書 第13編 漁港漁場編 新旧対照表

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>1-4-3 鋼板及び形鋼等 鋼板及び形鋼等は、以下の規格に適合しなければならない。 JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」 JIS G 3192「熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」 JIS G 3193「熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差」 JIS G 3194「熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」 JIS G 3106「溶接構造用圧延鋼材」 JIS G 3114「溶接構造用耐候性熱間鋼材」 JIS G 3444「一般構造用炭素鋼鋼管」 JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」</p>	<p>1-4-3 鋼板及び形鋼等 鋼板及び形鋼等は、以下の規格に適合しなければならない。 JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」 JIS G 3192「熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」 JIS G 3193「熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差」 JIS G 3194「熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」</p>	<p>語句の削除</p>
<p>1-6-1 ゴム防舷材 3. コムの物質的性質は、次によらなければならない。 (1)ゴムの物理的性質は、「表1-3ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。「表1-3ゴムの物理的性質」によりたがい場合は、設計図書のと定めるものとする。 (2)物理試験は、「表1-3ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム－物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－硬さの求め方(デュロメータ)」「JIS K 6257:1993 加硫ゴムの老化試験方法」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。</p> <p>耐オゾン試験 オゾン濃度:50±5pphm (JIS K 6259) 試験温度 :40±2℃ 試験時間 :72 時間 伸度:20±2%伸度</p>	<p>1-6-1 ゴム防舷材 3. コムの物質的性質は、次によらなければならない。 (1)ゴムの物理的性質は、「表1-3ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。「表1-3ゴムの物理的性質」によりたがい場合は、設計図書のと定めるものとする。 (2)物理試験は、「表1-3ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム－物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－硬さの求め方(デュロメータ硬さ)」「JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－熱老化特性の求め方」「JIS K 6259-1 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－耐オゾン性の求め方(静的オゾン劣化試験及び動的オゾン劣化試験)」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。</p> <p>耐オゾン試験 オゾン濃度:50±5pphm (JIS K 6259-1) 試験温度 :40±2℃ 試験時間 :72 時間 伸度:20±2%伸長</p>	<p>語句の修正</p>
<p>1-6-1 ゴム防舷材 4. ゴム防舷材の耐久性は次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、受注者は「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づく試験報告書、またはこれと同等以上の試験による品質証明書(ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書)等を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 耐久性:市販されている防舷材を用い、最大 150 秒間隔でメーカーの定める標準歪率まで 3,000 回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。</p>	<p>1-6-1 ゴム防舷材 4. ゴム防舷材の耐久性は次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、受注者は「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づく試験報告書、またはこれと同等以上の試験による品質証明書(ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書)等を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 耐久性:市販されている形状・性能等が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大 150 秒間隔でメーカーの定める標準歪率まで 3,000 回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。 5. 防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。</p>	<p>語句の追加 記載の追加</p>

三重県公共工事共通仕様書 第13編 漁港漁場編 新旧対照表

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>1-8-1 車止め・縁金物 2. 鋼製 (3) <u>塗装</u>は、第13編2-6-4 車止め・縁金物工、第13編2-19-2維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1-8-1 車止め・縁金物 2. 鋼製 (3) <u>塗料について、新設の場合は</u>、第13編2-6-4 車止め・縁金物工、第13編2-19-2維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>語句の追加</p>
<p>2-4-6 固化工</p>	<p>2-4-6 固化工 <u>7. 薬液注入工法</u> (1) <u>受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。</u> (2) <u>受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。</u> 1) <u>工法関係</u> ① <u>注入圧</u> ② <u>注入速度</u> ③ <u>注入順序</u> ④ <u>ステップ長</u> 2) <u>材料関係</u> ① <u>材料(購入・流通経路等を含む)</u> ② <u>ゲルタイム</u> ③ <u>配合</u> (3) <u>受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月10日建設省官技発第160号)の規定による。</u> (4) <u>受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。</u></p>	<p>記載の追加</p>
<p>2-10-3 控工 3. 控鋼杭 (1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。</p>	<p>2-10-3 控工 3. 控鋼杭 (1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。<u>ただし、打ち込みの際はこの限りではない。</u></p>	<p>語句の追加</p>

三重県公共工事共通仕様書 第13編 漁港漁場編 新旧対照表

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>2-13-2 コンクリート杭工 1. コンクリート杭</p>	<p>2-13-2 コンクリート杭工 1. コンクリート杭 <u>(3)受注者は、国土交通省告示第468号「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するため講ずべき措置」に基づき施工しなければならない。</u></p>	<p>記載の追加</p>
<p>2-16-2 係船柱工 1. 係船柱 (3)施工 ②受注者は、塗装を次により行わなければならない。 イ)塗装は、下塗、<u>中塗</u>、上塗に分けて行わなければならない。</p>	<p>2-16-2 係船柱工 1. 係船柱 (3)施工 ②受注者は、塗装を次により行わなければならない。 イ)塗装は、下塗、上塗に分けて行わなければならない。</p>	<p>語句の削除</p>
<p>2-16-3 防舷材 1. 防舷材 (1)製作 ①ゴム防舷材 ハ)ゴム防舷材の性能試験は、<u>設計図書に定めない場合</u>、次によらなければならない。 （イ）試験は、受衝面に垂直に圧縮して行わなければならない。 ②その他 イ)ゴム防舷材以外の防舷材の製作は、設計図書の定めによるものとする。</p>	<p>2-16-3 防舷材 1. 防舷材 (1)製作 ①ゴム防舷材 ハ)ゴム防舷材の性能試験は、次によらなければならない。 （イ）<u>性能試験は、特に定めない場合は</u>、受衝面に垂直に圧縮して行わなければならない。 ② その他 イ)ゴム防舷材以外の防舷材の製作は、設計図書の定めによるものとする。</p>	<p>語句の削除、追加、修正</p>

三重県公共工事共通仕様書 第13編 漁港漁場編 新旧対照表

現 行				一 部 改 正				備 考	
2-16-4 車止・縁金物工 1. 車止・縁金物 (2) 施工				2-16-4 車止・縁金物工 1. 車止・縁金物 (2) 施工				語句の追加、修正	
表2-3 塗装工程(新設)				表2-3 塗装工程(新設)					
区分	工 程	素 地 調 整 方 法 及 び 塗 料 名	標準使用量 (kg/m ² /回) (標準乾燥膜厚)	区分	工 程	素 地 調 整 方 法 及 び 塗 料 名	標準使用量 (kg/m ² /回) (標準乾燥膜厚)		
亜鉛めっき面	1素地調整 (2種ケレン)	シンナー拭き等により表面に付着した油分や異物を除去する。 白さびは、動力工具等を用いて除去し、全面表面面粗しを行う。		亜鉛めっき面	1素地調整 (2種ケレン(St3))	シンナー拭き等により表面に付着した油分や異物を除去する。 白さびは、動力工具等を用いて除去し、全面表面面粗しを行う。			
	2下塗(1回)	新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー	0.16 (40μm・回)		2下塗(1回)	新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー	0.16 (40μm・回)		
	3中塗(1回)	JIS K 5657に規定する鋼構造物用ポリウレタン樹脂塗料用中塗	0.14 (30μm・回)		3中塗(1回)	JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐候性上塗塗料用中塗	0.14 (30μm・回)		
	4上塗(1回)	JIS K 5657に規定する鋼構造物用ポリウレタン樹脂塗料上塗	0.12 (25μm・回)		4上塗(1回)	JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐候性上塗塗料用上塗	0.12 (25μm・回)		
2-16-5 防食工 1. 電気防食 (1) 受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン)を行わなければならない。 2. FRPモルタル被覆 (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン)を行わなければならない。 3. ペโตรラタム被覆 (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン)を行わなければならない。 4. コンクリート被覆 (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン)を行わなければならない。				2-16-5 防食工 1. 電気防食 (1) 受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン(St2))を行わなければならない。 2. FRPモルタル被覆 (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン(St2))を行わなければならない。 3. ペโตรラタム被覆 (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン(St2))を行わなければならない。 4. コンクリート被覆 (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン(St2))を行わなければならない。				語句の追加	

三重県公共工事共通仕様書 第13編 漁港漁場編 新旧対照表

現 行	一 部 改 正	備 考
<p>2-19-2 維持塗装工</p> <p>2. 車止塗装、縁金物塗装</p> <p>(1) 鋼製</p> <p>② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色彩使用通則」に規正する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、縁金物は除く。)なお、しまの幅は20 cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。</p>	<p>2-19-2 維持塗装工</p> <p>2. 車止塗装、縁金物塗装</p> <p>(1) 鋼製</p> <p>② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色彩使用及び安全標識 - 産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規正する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、縁金物は除く。)なお、しまの幅は20 cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。</p>	<p>語句の修正</p>